

## BSEの出現から欧州食品安全機関活動開始まで

1986年に英国で初めて牛海綿状脳症（BSE：Bovine Spongiform Encephalopathy）が牛の新しい疾病であると報告された。その後、BSEの原因が解明され、ヒトの死亡率が高い疾病のvCJD（variant Creutzfeldt-Jakob disease 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病）であると解明された。

BSE対策の大きな柱として、2000年に英国で食品基準庁（Food Standards Agency）が設立活動を開始し、2002年に欧州食品安全機関（EFSA：European Food Safety Authority）が設立活動を開始した。

本誌2015年3月号で「欧州食品安全機関の設立までの経過と設立時の機構」を述べたが、BSEとvCJDとの関連の確認から欧州食品安全機関の設立までであった。今回はBSEの出現から原因の追及、vCJDとの関連、EFSA設立活動開始までの確認内容、対策などに、日本国内の経緯を含め年表にまとめた。すでに20年以上経過しているが、世界的な食品問題であったので、再確認をする。



食品衛生コンサルタント  
 笈川 和男  
 （元神奈川県食品衛生監視員）

年	月	確認内容・対策等
1986年	11月	・英国でBSEが牛の新しい病気として報告された。
1988年	6月	・英国はBSEを法定伝染病に指定。疑いのある牛を調査し、報告を義務化。
	7月	・英国が反芻動物から採取した肉骨粉を含んだタンパク質飼料を反芻動物に与えることを禁止。 <small>*英国企業は、1988年7月以降1996年までに120万トンの肉骨粉を含んだタンパク質飼料を韓国、日本などに鶏や豚の飼料用として輸出していた。</small>
	8月	・英国が、BSEが発見された牛に対する処分の義務付けと補償制度を導入。
1989年	7月	・EUが1988年の飼料禁止措置以前に英国で産まれた牛の輸出を禁止。
	11月	・英国以外の最初のBSEがアイルランド国内で発見される。 ・英国が、危険性が高い牛の脳、脊髄、扁桃、腸、脾臓などの食用への使用禁止。
1990年	4月	・英国がくず肉およびリンパ、結節、下垂体、血清など特定の組織のEUへの輸出を禁止。
	5月	・ヒトへのCJD（Creutzfeldt-Jakob disease クロイツフェルト・ヤコブ病）の蔓延を懸念し、英国がサーベイランス研究会を整備。
	6月	・EUが生後6ヵ月齢以上の生きた牛を英国から輸出することを禁止。
	9月	・英国がペットを含むすべての哺乳類、鳥類の飼料にくず肉を使用することを禁止。
1993年		・EUの資金援助によるCJDの監視体制が欧州の10ヵ国およびオーストラリア、カナダで導入される。
1994年	6月	・EU内で哺乳類のタンパク質を反芻動物に飼料として与えることを禁止。

年	月	確 認 内 容	対 策 等
1995年	7月	・ EUが英国からの牛肉の輸入に規制を設ける。	
	12月	・ 英国が機械的除去肉の食品への使用を禁止。	
1996年	3月	・ 新型のヒト伝達性海綿状脳症(TSE)として、変異型CJD (vCJD)が認知され、従来のCJDと区別される。	
		・ 英国が哺乳類の肉骨粉をすべての家畜の飼料に使用することを禁止。	
	4月	・ 英国が生後30ヵ月齢以上の牛が食品および飼料に混入することを防止するためのと殺体制を整備。	
	6月	・ 英国がすべての残留肉骨粉の回収、処分を目的として飼料回収制度を導入。	
	7月	・ 英国は1996年1月以降に生まれたすべての牛に対し、「キャトル・パスポート」を義務付ける。	
1997年	10月	<p>・ 自然科学雑誌「NATURE」が、BSEとvCJD関連論文を掲載。(決定的な論文 図：論文見出し)</p> <p>・ vCJDとBSEは同様なプリオン(prion*)によるものと推定。</p> <p>・ 1994、95年に英国において若い世代の人達が、vCJDに感染した。vCJDで死亡した患者の脳の1部をマウスに投与したところ、300日を超えたところからBSEに似た症状を呈するようになった。</p>	<p><b>Human BSE</b></p> <p><small>Jeffrey Almond and John Paterson</small></p> <p>The same prion strain causes vCJD and BSE</p> <p><b>Transmissions to mice indicate that 'new variant' CJD is caused by the BSE agent</b></p> <p>図 BSE と vCJD 関連論文見出し (NATURE 1997/10/2)</p>
		・ 英国が、BSEをヒト病原体と決定。	
1998年	1月	・ 英国が、飼料、化粧品、薬品、医療製品に対する特定危険部位の使用を禁止。	
2000年	1月	・ 12日 欧州共同体委員会が「食品の安全に関する白書」を公布。(聖書的な存在) BSEのヒトへの影響、遺伝子組換え作物の開発拡大などの問題が発生したため、「農場から食卓まで」の食品の安全確保対策、食品の危害評価検証の実施、検証結果について消費者へ「透明な情報」(包み隠さない情報)を提供するために欧州食品安全に係る機関が必要である。	
	4月	・ 英国の食品基準庁が活動開始。	
	7月	・ EUが特定危険部位の禁止を実施。さらに8ヵ国にCJDサーベイランス実施措置が拡大。	
2001年	1月	・ EUが、すべての家畜の飼料にMBM(栄養補助食品：獣皮、内臓、血、骨、脳などを原料として作られる)を使用することを禁止。	
	7月	・ EUが、病気または死亡した24ヵ月齢以上の牛および30ヵ月以上の健康牛のBSE検査を義務付け。	
	9月	・ 10日 国内で初めてBSE感染を確認。(千葉県内で飼育の乳牛)	
		・ 20日 国は生後30ヵ月齢以上の牛をと畜場に出荷することを、自粛指導。	
		・ 21日 英国の検査で、国内で初めてのBSE感染が決定。	
10月	・ 4日 農水省 国内での肉骨粉の製造・販売を全面禁止。なお、省令改正は10月15日。		
	・ 5日 厚労省 特定危険部位の使用、混入が認められる場合には当該食品の販売の自粛。(食発第294号、第285号)		
	・ 17日 と畜場法施行規則の1部改正。牛の特定危険部位については、すべて焼却する。18日施行。		
	・ 18日 国内で牛のBSE全頭検査が始まる。		
2002年	1月	・ 28日 欧州閣僚理事会で欧州食品安全機関(EFSA)の設立に係る法案可決。EFSA活動開始。	

\* prion は、タンパク質 (protein) と感染症 (infection) の合成語とされる。